



○ 多面的機能支払の事務主体が市町村となります【重要】

多面的機能支払は、中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払と共に平成27年度から法律に基づく継続的な制度になります。

平成27年4月1日からは市町村が事務主体となり、活動実績の確認や事業実施状況の報告のほか、これまで地域協議会が行っていた事業実施計画の審査・採択承認や活動組織への交付金の交付等も行うこととなります。

なお、制度変更に伴う手続き等については、現在国において検討中であることから、情報が入り次第お知らせいたします。

○ 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞を4組織が受賞

12月11日(木)、意欲ある担い手の育成や産地づくりの推進と、活力ある地域づくりや生産者の経営意欲の喚起等を目的とした「いわて農林水産躍進大会」が、岩手県民会館において開催されました。

その中で「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」の表彰式が行われ、県内の模範となる優れた取組を行っている4組織が受賞しました。



前列左から
土淵第四区地域活動組織【遠野市】(田尻氏)
宇部町長路環境保全推進協議会【久慈市】(大沢氏)
新町区農地・水環境保全会【西和賀町】
(南川氏、佐藤氏)
南館地域協議会【一戸町】(古谷地氏)
後列左から
県農林水産部 伊藤農村建設課総括課長
// 伊藤技監
岩手県土地連 及川会長
県農地・水協議会 田山会長

○ 活動中に事故発生！十分な注意を！

昨年の11月、農地維持支払に係る活動で木の伐採作業を行っていた際、作業員が倒木の下敷きになり、頸椎及び腰椎を骨折する事故が起きました。

作業にあたっては、お互いに声を掛け合って作業をすることとしていましたが、作業に集中していたため伐採した木が倒れてきたことに気付かなかったようです。

事故を防ぐため、作業手順をお互いに確認し、状況・安全確認の徹底を図り実施するようお願いいたします。

また、損害保険に加入し不測の事態に備えておきましょう。

なお、万が一事故が発生した場合には、市町村に速やかに報告するようお願いいたします。

○ 活動記録作成等に係る説明会を開催

当地域協議会では、9月24日から10月28日の間に、県内9会場において多面的機能支払交付金の活動記録作成等に係る説明会を開催し、約970人の出席がありました。

説明会において出された質問について、後日回答することとしておりました2つについて回答いたします。

Q1： 活動組織の設立に係る経費は交付金の対象になりますか？

A1： 設立に係る経費は対象になりません。(事務日当、資料代、組織印鑑作成など全て)
なお、これまで農地・水保管理支払に取り組んできた活動組織が規約・協定書等の改定に要した事務日当や資料代等の経費は、組織自体は既に設立されている扱いになるため、対象になります。(総会開催経費等と同じ考え)

Q2： 研修会・説明会に参加する場合の日当は、開催時間のみを支給対象とする旨“交付金の使途に係る留意事項”に記載されていますが、他の業務を休んで参加しているケースもあることから移動時間についても日当の支給対象にすべきではないでしょうか？

A2： 原則は上記の開催時間のみ該当になります。但し、活動組織の総会で了承されており、かつ、第三者の目から見て適正な移動時間(食事等の休憩時間を含まない)であると判断される場合には、移動時間も日当の支給対象となります。

○ 交付金の交付時期について

今後の交付金の交付時期は、国負担分が入金となる2月の予定です。

業者支払等の都合で1月中の入金を希望される場合には、県と市町村負担分を先に支払うなどの対応をしますので、市町村に御相談ください。

また、交付申請書が未提出の活動組織は、市町村に提出してください。

○ 日当支払者には支払証明を交付しましょう

多面的機能支払に係る日当は、受領者の所得になります。受領者が確定申告を行う際に支払証明書が必要になりますので、活動組織は受領者に支払証明書を交付するようにして下さい。

○ 活動支援システム【改訂版】の配布について

各活動組織に配布している活動支援システムですが、以下の内容について改訂することといたしましたのでお知らせします。なお、既に現システムに入力を行っている場合は、入力したデータを移行できるようにしておりますので改訂版システムが配付されるまでは現システムをそのままお使いください。(改訂版システムの配布は2月末を予定しております。)

主な改訂内容は以下のとおりです。

- ・実施判定の「●」の理由を確認する機能の追加
- ・入力画面の増設(点検・診断)
- ・事務日報画面の増設
- ・特定セルの内容をコピー可能にする
- ・現システムから改訂版システムへのデータ移行機能追加

○ 多面的機能支払交付金の活用術

外来生物から農村環境を守ろう！



ここでは、農村地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、「外来生物の駆除」に積極的に取り組んでいただけるよう、地域で駆除に取り組みやすい生物を取り上げ、その方法等について紹介します。

外来生物が侵入してくると、地域の生態系だけでなく、我々人間や農林水産業など広範囲にわたって悪影響を及ぼす場合があります。

岩手県内の農地においても、外来生物の侵入が確認されていますので、多面的機能支払交付金を活用し、被害が大きくなるように駆除に御協力ください。

「外来生物の駆除」は、資源向上支払（共同活動）における「農村環境保全活動」の実践活動中での実施が可能です。

外来生物には、たくさんの種類がありますが、今回は、県内の農地やため池周りで見られる“地域で駆除に取り組みやすい生物”2種類について、その生態や駆除方法を紹介します。

オオハンゴウソウ

《生態》

路傍、畑地、荒地、河川敷など、肥沃で湿った場所を好む多年生の草本。横に走る地下茎があり、高さは1～3mになります。開花期は7～10月で、直径6～10cmの黄色い花をつけます。

《地域への被害》

生息域を拡大し、希少な在来生物を絶滅に追い込みます。



《駆除方法》

- ◎ 種をつける前に根から丁寧に抜き取る。地上部分を刈り取っただけでは死滅しない。
- ◎ 1年に数回抜き取ると効果的。
- ◎ 翌年以降も現れなくなるまで続ける。
- ◎ 2～3日、天日にさらすなど枯死させたあと、焼却ごみとして処理。

アメリカザリガニ

《生態》

水田、ため池、沼、川や用水路など水深が浅くて流れの緩い泥底に多く生息しています。

湿地に穴を掘って生息し、主に夜になると餌を探して動き回ります。

《地域への被害》

- ① 魚類やオタマジャクシ、水生昆虫を食し、水草を荒らすことで、希少な在来生物の生息環境を急速に悪化させます。
- ② 稲の苗を食べたり、水田の畦に穴を空けたりします。



《駆除方法》

- ◎ “かご罟”に煮干しなどを入れて、水に沈めて捕獲したり、網で直接すくって捕獲する。
- ◎ 冬は深い水底や湿地などの穴の中で過ごしているので、土や泥を掘り起こすと捕獲しやすい。
- ◎ 捕獲したアメリカザリガニは駆除後、土に埋めて肥料などに活用できます。

【その他】

県内では農村環境保全活動として植栽活動に取り組んでいる活動組織が多くありますが、植栽を行う際には地域の生態系への影響に配慮し、地域に適した植物を選定しましょう。

また、必要に応じて生物や環境に詳しい方（有識者）の指導・助言を得て活動を行いましょう。県では、環境保全について詳しい「環境アドバイザー」*を派遣する制度がありますので、下記へご相談ください。

※ 環境アドバイザーとは、県内在住の環境保全についての有識者や環境保全活動実践者の方々であり、現在75名の方が知事から委嘱され活動しております。

問い合わせ先

○多面的機能支払交付金に関する事、このパンフレットに関する事

・岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局

(岩手県土地改良事業団体連合会内)

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1 TEL 019-631-3207

・各市町村の「多面的機能支払交付金」の担当窓口

○環境保全アドバイザー派遣に関する事

・岩手県環境学習交流センター

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通り 1-7-1 TEL 019-606-1752